

1-3	<b>既存昇降機の改修工事に伴う確認申請等の要否について</b>
法第87条の4	
<p><b>【内 容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存建築物における既存昇降機の改修工事については確認申請等が不要となる。ただし、昇降機全体を撤去・新設する場合は確認申請等が必要となる。</li></ul> <p>◆確認申請等が不要となる改修工事の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○戸開走行保護装置の設置に伴い、制御装置を交換する場合</li><li>○戸開走行保護装置の設置に伴い、巻上機を交換する場合</li><li>○戸開走行保護装置の設置に伴い、制御盤を交換する場合</li></ul> <p>◆確認申請等が必要となる改修工事の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○昇降機全体のうち乗降場の三方枠及び出入口の戸を残し、それ以外を撤去・新設する場合</li></ul> <p><b>【解 説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成23年8月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会既設エレベーター安全性向上WGの議論を踏まえてとりまとめられた「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書」において、「撤去新設する場合など明らかに建築確認・検査の対象とすべき場合以外の場合においては、建築確認・検査は不要である。」との提言があった。これを踏まえ、平成24年4月27日付け国住指第291号「戸開走行保護装置等の設置の促進について」において、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き、建築確認は不要である旨が明確化された。</li><li>・ 昇降機の規定は令第5章の4第2節（第129条の3～第129条の13）であり、基本的にはこの全てに係る部分が撤去・新設となる場合は確認申請等が必要となる。ただし、乗降場の三方枠及び出入口の戸は建築物の部分でもあるため、これら以外の部分が撤去・新設となる場合についても確認申請等が必要となる。</li><li>・ 「確認申請等」とは、確認申請（計画通知）、完了検査申請（工事完了通知）のことである。</li></ul> <p><b>【参 考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 戸開走行保護装置等の設置の促進について（平成24年4月27日国住指第291号）</li></ul> <p style="text-align: center;">制定 令和7年1月16日      施行 令和7年4月1日</p>	